

契約図書

外港竹内南地区竹内南防波堤
設計業務委託

【共通】

業務名：外港竹内南地区竹内南防波堤設計業務委託

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、「堆砂対策」、「海洋性レクリエーション需要の増大に対する対応」及び「港内の放置艇対策」のため実施する境港公共マリナーの整備に伴い、新設する防波堤の基本・細部・実施設計をするものである。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和3年3月)」、「測量業務共通仕様書(最終改定:平成28年4月1日)」、「設計業務共通仕様書(最終改定:平成28年10月10日)」、「地質・土質調査共通仕様書(最終改定:平成31年4月10日)」、「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書(最終改定:平成31年4月1日)」、「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書(最終改定:平成27年8月20日)」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		設計業務 防波堤L=657m 沖側防波堤 L=340m 基本設計 一式 細部設計 一式 実施設計 一式 陸側防波堤 L=317m 基本設計 一式 細部設計 一式 実施設計 一式
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。
追加	1			地元関係者との交渉等		・個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書 1部 ・図面(A3縮小版) 1部 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 2部 また、本業務は、電子納品対象業務であり、 https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
追加				関連業務		当業務は、以下の業務と関連するため、相互の連絡調整を綿密に行うこと。 ・外港竹内南地区防波堤地質調査業務委託(仮称) 履行期間令和5年3月～令和6年8月(予定)

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				見積り等		〇〇〇については見積りにて、積算しており内訳(単価)は以下(別紙)のとおり。
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方で「ワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。
追加				新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策		新型コロナウイルス感染症について https://www.pref.tottori.lg.jp/117319.htm に掲載された最新の「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」に従って、感染拡大防止対策を実施すると共に感染等が確認された場合は適切に対応すること。 また、対策ガイドライン、特記仕様書 Q&A、その他新型コロナウイルス感染症に係る通知等も参照し、業務にあたって感染拡大防止対策を徹底すること。
追加				遠隔臨場		当業務は遠隔臨場の対象である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、 https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、 https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				情報共有システム		当業務は情報共有システムの対象である。情報共有システムの活用を希望する場合は、 https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
追加				諸法規の遵守について		受注者は業務の履行にあたり、諸法規を遵守し点検の円滑な推進を図るとともに、諸法規の運営適用は請負者の負担と責任において行わなければならない。
追加				手直し		受注者は本業務が完了した時、受注者の責に帰すべき理由による過失粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、速やかに訂正、補足、その他の措置を講じなければならない。
追加				協議簿の提出		協議後は7日以内に協議記録簿を提出すること。
追加				業務の進捗状況について		業務の進捗状況を把握するため、毎月履行報告書を提出すること。
追加				その他		工期内においても、調査職員から成果品の一部の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。 基本断面の実施設計(構造計算除く)を令和6年1月までに完了すること。
追加				その他		

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
					3	資格要件は調達公告による。
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、5回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
1	2		1201	使用する技術基準等		最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。
1	2		1209	設計業務の条件	1	(必要な条件を記載する。) 【設計条件】 設計条件については、初回打合せ時に確認することとする。 (港湾脱炭素推進計画) 境港において、港湾脱炭素推進計画の策定作業中であり、ブルーカーボン(藻場、消波ブロック)を進める検討をしており、設計にあたっては、計画内容を反映すること。
					9	【建設副産物・リサイクル】 鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。 なお、リサイクル計画書の作成に当たり、他工事への搬出可能量等については調査職員に協議すること。
					11	【コスト縮減】 設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。
1	2		1211	設計業務の成果	1 (4)	設計図面、数量計算書は、暫定、完成計画ごとに取りまとめること。 現場進入路が狭く、資材搬入に当たり小型車(2トン積、4トン積)への積替え等が見込まれる場合は、数量計算書の中に「材料集計表(碎石・購入土等)」を追加作成すること。 材料集計表を作成する対象資材は、土木工事実施単価表に掲載する「02. 一般資材単価」のうち「(07-1)骨(石)材」及び「(07-2)再生碎石」に該当するものである。

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				特殊な条件		<p>(特殊な条件や課題を記載する。)</p> <p>(河川:付帯施設、環境上の留意点、施工計画上の条件など)</p> <p>(道路:環境上の留意点、施工計画上の条件、用地取得状況など)</p> <p>当計画区間は、鉄道と近接しており、構造物の仮設においては、作業が制限されるため、使用機械の形式、規格等について十分検討を行うこと。</p>
追加				条件明示チェックシート		<p>(対象業務を選択する。予備設計の場合は、予備設計において条件明示チェックシートを作成し、詳細設計に引き継ぐ。)</p> <p>設計業務品質確保ガイドラインに基づき、条件明示チェックシートを作成すること。</p> <p>(1)道路詳細設計(平面交差点設計含む)</p> <p>(2)橋梁詳細設計</p> <p>(3)山岳トンネル詳細設計</p> <p>(4)共同溝詳細設計</p> <p>(5)樋門・樋管詳細設計</p> <p>(6)排水機場詳細設計</p> <p>(7)築堤護岸詳細設計</p> <p>(8)砂防堰堤詳細設計</p>
追加				関係機関協議(資料作成)		<p>(協議先の関係機関を記載する。)</p> <p>・関係機関:河川管理者、道路管理者、警察、関係自治体</p>
追加				施工計画		<p>(共通仕様書で定められていないが、作成が必要な場合)</p> <p>詳細設計時に必要となる施工計画については、調査職員と協議を行うこと。</p>
追加				仮設設計		<p>(共通仕様書で定められていないが、作成が必要な場合)</p> <p>詳細設計時に必要となる仮設構造物詳細設計については、調査職員と協議を行うこと。</p>
追加				その他		<p>維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。</p> <p>(必要に応じて記載する。)</p> <p>鳥取県景観形成条例に基づき、「景観評価リスト」を作成すること。作成に必要な費用については、変更の対象とする。</p>
						<p>ー以下、個別事項を記入すること。ー</p>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書

1 目的・主旨

本特記仕様書は、工事及び業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な事項を定めたものである。受注者は本特記仕様書に従って感染拡大防止に取り組むとともに、感染者等が確認された場合には発注者に速やかに報告するなど、感染拡大防止に向けて適切に対応すること。

2 感染拡大防止に向けた取組

(1) 現場等における感染拡大防止対策

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月10日付第202000014247号鳥取県県土整備部長通知）（以下「令和2年4月10日通知」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月17日付第202000021897号鳥取県県土整備部長通知）、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月28日付第202000029614号鳥取県県土整備部長通知）（以下「令和2年4月28日通知」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月8日付第202000254210号鳥取県県土整備部長通知）及び「**新型コロナウイルス感染症の陽性判明後の取扱いの改正について（通知）**」（令和4年8月24日付第202200130074号鳥取県県土整備部長通知）（以下「**令和4年8月24日通知**」という。）に基づき、次の感染拡大防止対策を徹底すること。

- ① 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、発熱症状がみられる者の休暇の取得など、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ② 元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者など、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所などにおける各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所などでの食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、令和2年4月28日通知に添付の対策事例を参考に感染防止対策に取り組むこと。また、令和2年4月28日通知別添1の「3つの密を避けるための手引き」を全ての作業従事者に周知するとともに、現場事務所等で掲示（掲示は工事のみ）を行い、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ③ 作業従事者（下請事業者含む）が、鳥取県の指定する感染流行嚴重警戒地域（Ⅳ）、感染流行警戒地域（Ⅲ）、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する前の5日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛し、その後にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。また、感染注意地域（Ⅱ）から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する直前にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。
この対策に要する費用については、感染防止対策に係る経費として設計変更の対象とするため、事前に監督員等に協議すること。

(2) 作業員宿舎における感染予防対策について

「新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に伴う感染予防対策の徹底について」（令和2年9月15日付第202000154121号鳥取県県土整備部長通知）に基づき、受注者は下請会社も含め作業員宿舎を設ける場合には、国土交通省策定「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（参考：

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001412231.pdf>)に記載の「(iii) 作業員宿舎における対応」により、作業員宿舎における感染予防対策を徹底すること。

なお、下請会社も含め複数人が居住する作業員宿舎を設ける場合は、受注者は事前に別紙2「作業員宿舎状況表」を作成し発注者に提出するとともに、「会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(参考：https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1223029/RyouGL_200923.pdf)により感染予防対策を徹底すること。

(3) 県外製作工場での監督員等の立会による検査(出来形・品質)

令和2年4月10日通知に基づき、落橋防止装置の鋼製ブラケット溶接部の内部きず検査など、県外の製作工場における監督員等の立会による検査は行わないこととする。なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果の確認を行うこととする。

(4) 工事等の書類の提出及び受発注者間の打合せ

書類の提出及び受発注者間の打合せは**令和4年8月24日通知**別紙1第2項により対応すること。

3 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

令和2年4月28日通知に基づき、追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書(又は変更業務計画書)を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

4 感染等が確認された場合の対応

新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合は、**令和4年8月24日通知**の別紙1第1項及び別紙2により対応すること。

5 新型コロナウイルス感染症に係る工事等の一時中止措置等について

令和2年4月10日通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長(以下「一時中止等」という。)の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。

~~6 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化[測量等業務は削除すること]~~

~~「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」(令和2年3月19日付第201900328900号鳥取県県土整備部長通知)及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」(令和2年4月22日付第202000024805号鳥取県県土整備部長通知)に基づき、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努めること。~~

7 測量等業務における検査について[工事は削除すること]

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた測量等業務に係る検査の対応について」(令和2年3月6日付第201900315600号鳥取県県土整備部長通知)に基づき、検査を行うこととする。

なお、評定対象の業務において、受注者がWEB会議システム、電話等による検査を希望する場合(対面による検査を希望しない場合)には、発注者に協議すること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務の対応について

1 工事及び業務（以下「工事等」という。）で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された 場合の対応（以下「当対応」という。）（別紙2参照）

（1）対象者

発注者：監督員、調査職員及び補助監督員（以下「監督員等」という。）を対象とする。
受注者：現場で直接作業する作業従事者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、担当技術者、作業員（下請含む）及び業務で配置される全ての配置技術者）（以下「作業従事者」という。）を対象とする。（社内の事務員、他現場の作業従事者は、濃厚接触者に該当する場合であっても当対応の対象外）

（2）用語の定義

現場等：作業場、事業所等をいう。工事においては工事現場、現場事務所及び休憩所、業務については執務を行っている事務所をいう。
陽性者：PCR検査により、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者
濃厚接触者：保健所が濃厚接触者に該当すると判断した者
感染の疑いがある者：濃厚接触者及び咳や発熱等、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を呈している者
県マニュアル：総務部人事企画課策定「職員又は同居家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応マニュアル」をいう。

（3）感染の疑いがある者が確認された場合の対応

- ア 感染の疑いがある者が受注者側の作業従事者に確認された場合
別紙2 「[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合」により対応。
- イ 感染の疑いがある者が発注者側の監督員等に確認された場合
別紙2 「[2] 該当者が発注者側の監督員等の場合」により対応。

（4）注意事項

- ア 陽性者について
陽性者は、保健所、医療機関等の指導に従う。
陽性者の現場作業への復帰時期についても医療機関等の判断に従う。
- イ 濃厚接触者について
濃厚接触者に係る健康観察期間及び健康観察期間の対応等については保健所の指導に従う（鳥取県ホームページ「新型コロナウイルス感染症特設サイト」の「濃厚接触者の方へ」<https://www.pref.tottori.lg.jp/295619.htm>参照）。
- ウ （3）アにおける、「現場等の安全が確保されたか」について
工事等の一時中止を解除するにあたり、保健所の指導に従い、機械設備、現場等の消毒作業を実施する。
特に保健所から指導が無い場合、消毒完了をもって安全が確保されたとみなす。
- エ （3）イにおける、「工事等の一時中止の可否を検討」について
現場等の作業継続が可能な場合、監督員等の追加・変更（通知）や段階確認の臨場を机上とする（指示）等、現場等が継続できるよう監督員体制等の確保に努める。

2 工事等の書類の提出及び打合せについて

(1) 工事等の書類の提出

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※契約関係書類：契約書、現場代理人選任（変更）通知書、主任技術者等（変更）選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。

受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、対面による書類の提出は行わず、境港管理組合に設けた書類提出ボックス（別紙3参照）に書類を投函し、書類を提出したことを監督員等に電話又は電子メール等により連絡すること。なお、発注者から受注者への紙による書類の提出等が必要な場合においては、受注者への書類提出ボックスがない場合は、郵送により発送し受注者に電話又は電子メール等により連絡する。

(2) 受発注者間の打合せ

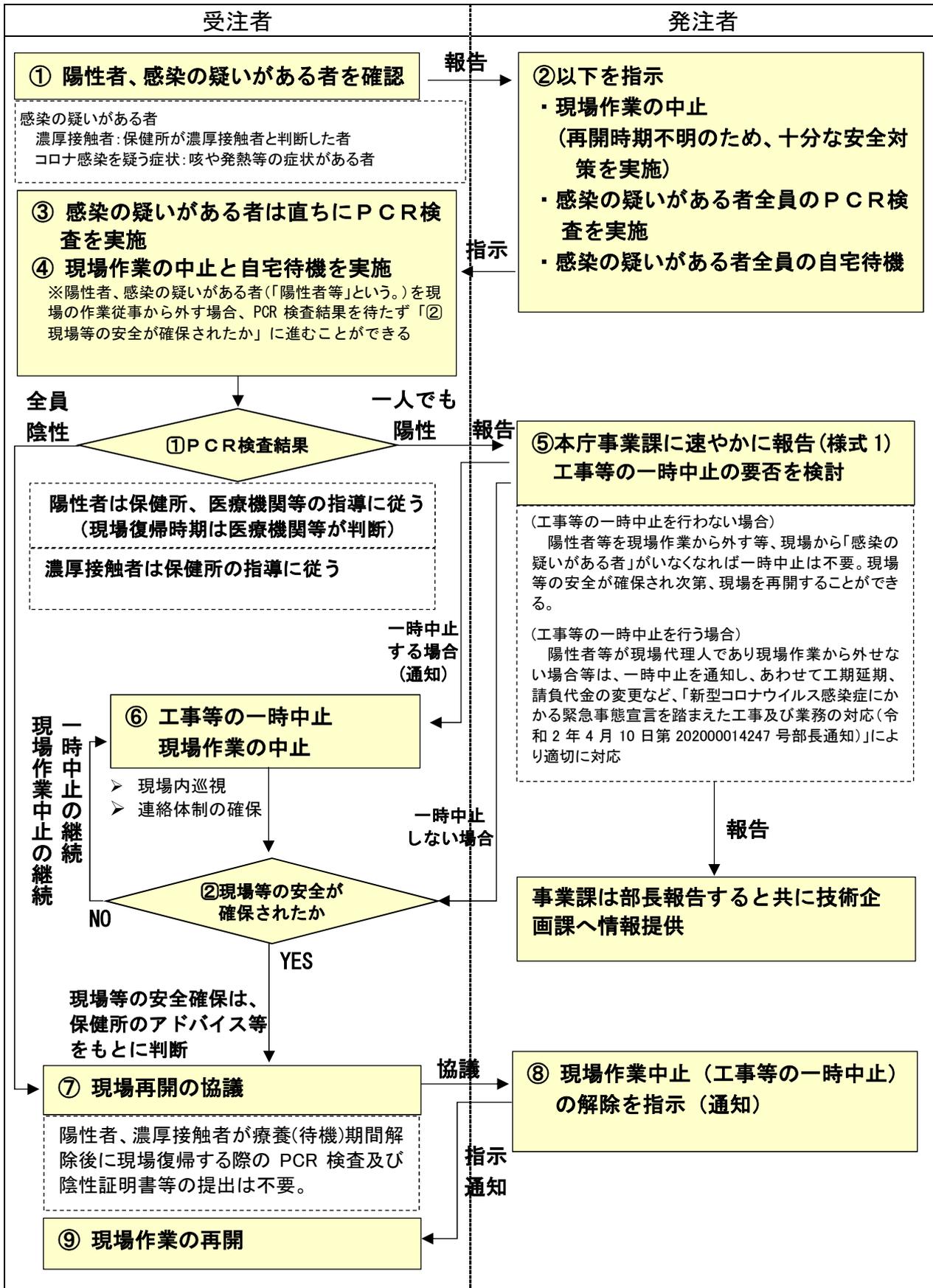
ア 打合せは、事前に電子メール等により打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

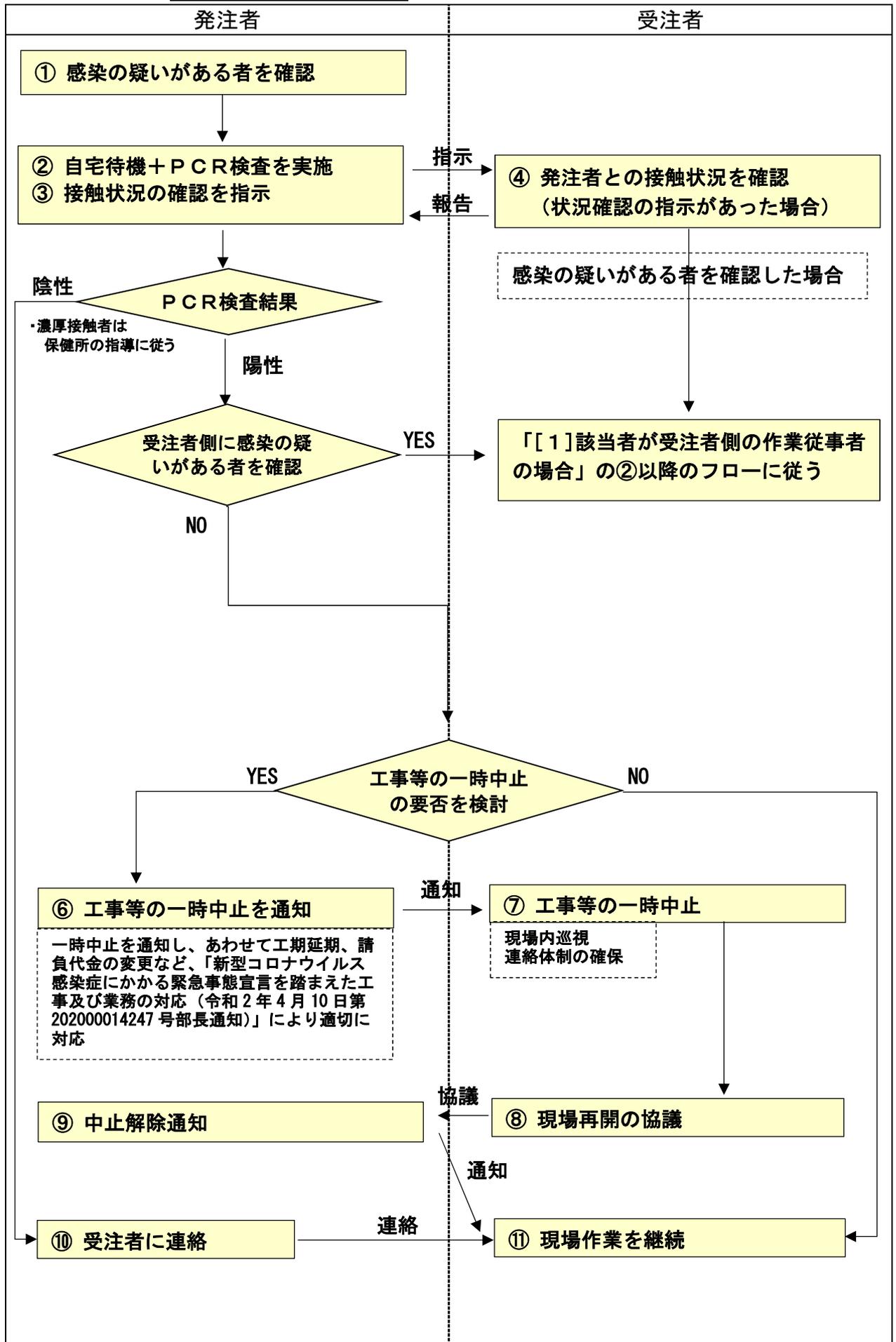
- ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・打合せ等に参加した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

工事等で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の対応

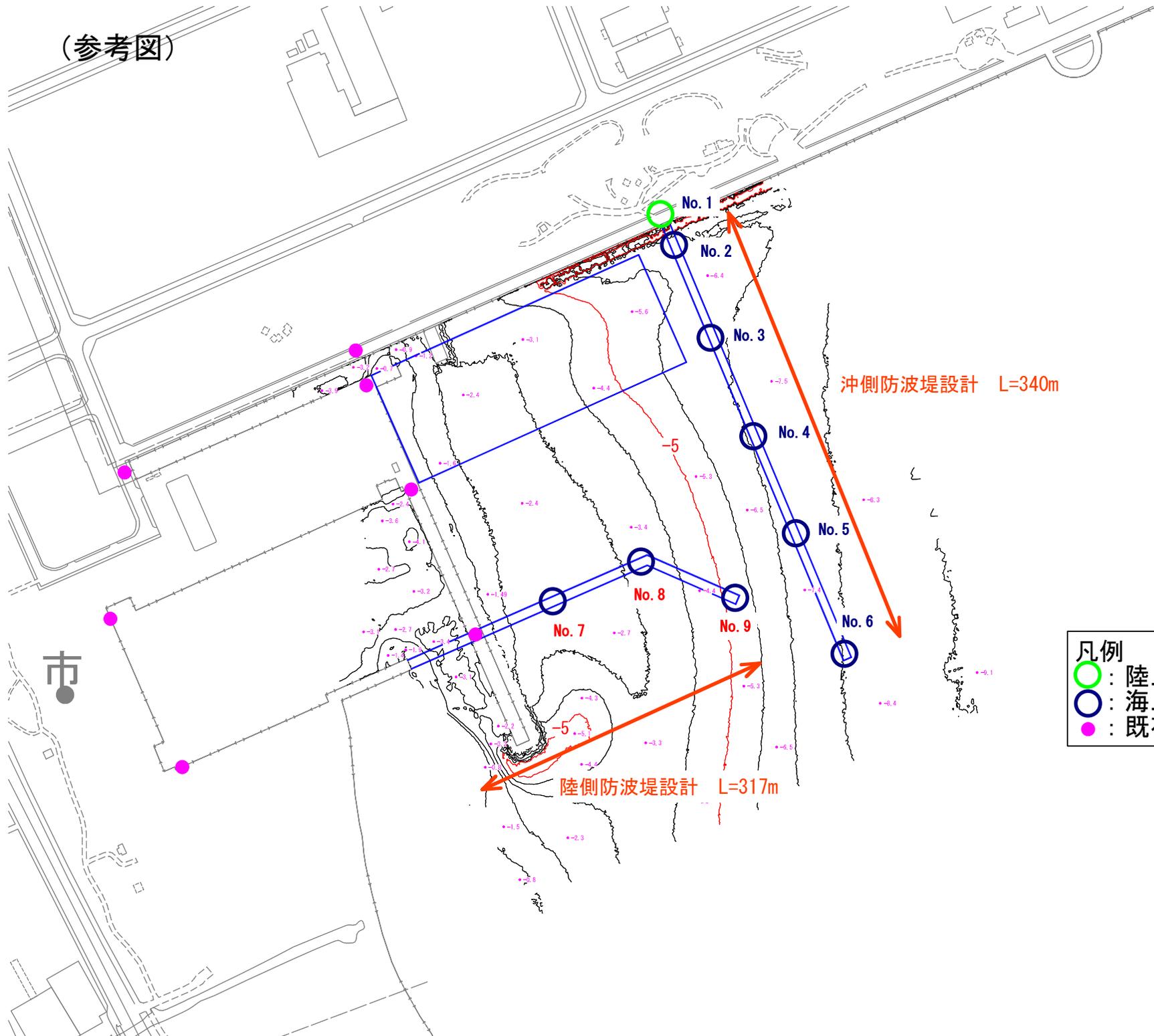
[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合



[2] 該当者が発注者側の監督員等の場合



(参考図)



凡例

- (緑) : 陸上ボーリング
- (青) : 海上ボーリング
- (紫) : 既存調査 (ボーリング)

基準面：境港基準位 (TP+0.11m)
座標基準：世界測地系 (V系)

港湾名	境港		
位置	境港市新屋町		
委託名	外港竹内南地区竹内南防波堤測量業務委託		
図名	等深線図		
縮尺	1 : 2500	単位	M
設計	製図		
図号			
令和	年度施行	鳥取県	
境港管理組合			
令和4年11月測量			

数量総括表

外港竹内南地区竹内南防波堤
設計業務委託

外港竹内南地区竹内南防波堤設計業務委託

数量総括表

費目・工種・施工名称等	規 格	単位	設計数量	摘 要
設計業務委託費				
設計業務				
基本設計				
予備設計（防波堤）				
性能規定の設定資料		式	1	
維持管理方針の設定資料		式	1	
利用・自然条件の設定		式	1	
土質資料整理解析	砂質土地盤9本	式	1	
沖波の推算	S. M. B法	波向	1	
	確率波高の計算	波向	1	
波浪変形計算	港外波浪条件設定	式	1	
	計算モデルの作成	ケース	2	
	計算の実施	ケース	2	
	計算結果の整理	ケース	2	
	設計波の算定	ケース	2	
基本設計（重力式）				
設計計画		式	2	
比較構造諸元の検討		ケース	4	
永続状態及び変動状態の安全性の照査		ケース	4	
構造諸元の決定	概算数量算定	ケース	4	
	概算工事費算定	ケース	4	
	総合的な比較・検討	ケース	4	
図面作成		枚	10	
報告書作成		式	2	
照査		式	2	
細部設計（ケーソン(重力式)、法線平行方向の隔室数:M=1、法線直角方向の隔室数:N=1、フーチング有)				
設計計画		式	2	
設計波の算定		式	2	
配筋計算		式	2	
不等沈下計算		式	2	
数量計算		式	2	
図面作成		式	2	
報告書作成		式	2	
照査		式	2	
協議・報告	中間打合せ	回	1	

外港竹内南地区竹内南防波堤設計業務委託

数量総括表

費目・工種・施工名称等	規 格	単位	設計数量	摘 要
実施設計（外郭施設、混成堤、1タイプ）				
設計計画		式	2	
図面作成		式	2	
数量計算		式	2	
照査		式	2	
協議・報告				
協議・報告(基本)	初回・中間1回	回	2	
協議・報告(細部)	中間1回	回	1	
協議・報告(実施)	中間1回・最終	回	2	